令和３年９月16日

関係団体各位

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について

平素より、農林水産行政に対し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和３年９月９日付で開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について」（別添参照。以下、「基本的考え方」という。）が決定されたところです。

基本的考え方では、民間が提供するサービス等においては、誰に対してどのようなサービスを提供するかは原則として自由であるため、接種証明の活用が幅広く認められることを明確にするとともに、各業界においてその実情に応じたガイドラインを策定することも考えられる旨等が記載されています。

貴業界団体におかれましては、感染防止対策の推進と併せ、社会経済活動の正常化に向けた取組に向けて、基本的考え方を活用いただくとともに、基本的考え方が広く認知されるよう、傘下会員等に対して周知してくださいますようお願いします。